

第1条 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の区民税について適用し、平成14年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第13条第1項及び第14条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の区民税について適用し、平成15年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第13条の2及び第14条の3の規定は、平成16年度以後の年度分の区民税について適用する。

4 新条例付則第14条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が施行日以後に行う同条第7項に規定する特定株式の譲渡について適用し、区民税の所得割の納税義務者が施行日前に行ったこの条例による改正前の足立区特別区税条例（以下「旧条例」という。）付則第14条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

5 旧条例付則第3条の規定は、平成16年度分までの区民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とする。

の規定により報告する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成15年3月7日	79,275円		白旗塚史跡公園（足立区東伊興三丁目10番）内に植えられた樹木の根が隣地まで伸び、相手方の排水施設に損害を与えた。
平成15年4月23日	55,650円		平成15年3月8日、足立区佐野一丁目13番先の区道上（車道部分）にあった陥没部分に相手方が運転する車の左前輪が落ち込み、アルミホイールに損害を与えた。

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項